

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条第1項の規定により公告する。

なお、この公告の日から30日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成31年3月22日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 商号又は名称  
T e n s y o H D株式会社
- 2 代表者氏名  
中川 一成
- 3 主たる事務所の所在地  
高松市川島本町523番地
- 4 免許証番号  
香川県知事(1)第4379号